

（所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とカタール国政府との間の協定に関する交換公文）

（日本側書簡）

書簡をもって啓上いたします。本使は、本日署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とカタール国政府との間の協定（以下「協定」という。）に言及するとともに、両政府間で到達した次の了解を日本国政府に代わって確認する光栄を有します。

両政府間で交換された二千九年五月二十一日付けの公文により構成された船舶又は航空機を国際運輸に運用することに係る所得に対する二重課税の回避に関する取極は、協定第二十八条2の規定に従って協定が適用されることとなる所得又は租税について終了し、かつ、効力を失う。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解を貴国政府に代わって確認される閣下の返簡が、両政府間の合意を構成し、その合意が協定の効力発生の際に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

この書簡は、ひとしく正文である日本語、アラビア語及び英語により作成され、解釈に相違がある場合に

は、英語の本文によるものとします。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十五年二月二十日に東京で

カタール国駐在

日本国特命全権大使 津田慎悟

日本国駐在

カタール国特命全権大使 ユーセフ・ムハンマド・ビラール閣下

(カタール側書簡)

書簡をもって啓上いたします。本使は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

(日本側書簡)

本使は、更に、カタール国政府が前記の了解を受諾し得るものであることから、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が協定の効力発生の際に効力を生ずるものとすることを確認する光栄を有します。

この書簡は、ひとしく正文であるアラビア語、日本語及び英語により作成され、解釈に相違がある場合には、英語の本文によるものとします。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十五年二月二十日に東京で

日本国駐在

カタール国特命全権大使 ユーセフ・ムハンマド・ビラー

カタール国駐在

日本国特命全権大使 津田慎悟閣下

